

プロジェクトII

ちばのポテンシャル（潜在能力）を
生かした教育立県の土台づくり

元気プロジェクト

施策6 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎・基本となる力を培う人間形成の場であり、保護者や地域の人々の期待を受け止め、社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応できるよう、学校の特色づくりや魅力の向上に取り組むことが重要です。

このため、学校・家庭・地域の協働体制を築き、地域に開かれた学校づくりを進め、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール^{注1}の導入）など、保護者や地域住民が学校運営に参画する機会を拡大することが求められています。

また、不登校やいわゆる小1プロブレム、中1ギャップ、少子化の進行などの課題に対応するためには、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への接続を円滑化し、幼児児童生徒が多様な教職員、幼児児童生徒と関わる機会を増やす必要があります。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を促進することにより、県全体の教育の充実を図ることが求められます。特に、高校教育においては、今後の生徒数の推移、高校の設置状況などを踏まえ、公私が協調・共存して更なる充実に努めることが求められています。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
高等学校の「学校運営」について、肯定的な評価をしている保護者の割合（学校評価）	82.9% （平成25年度）	増加を目指します
私立学校が支出した経常的経費に占める経常費補助金の割合	38.5% （平成25年度）	増加を目指します

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）魅力ある高等学校づくり

平成33年度末を目標年次とする、県立学校改革推進プラン^{注2}の理念に基づき、社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、地域の意見を踏まえながら、魅力ある学校づくりを着実に進めます。

また、各県立高等学校における多様で魅力ある教育課程の編成や充実した授業、特色ある教育活動の実施など、各学校の魅力づくりの確立に向けた取組を更に推進します。

注1 コミュニティ・スクール：保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってよりよい学校を作り上げていくことを目指すものです。

注2 県立学校改革推進プラン：平成24年3月に教育委員会が策定した、平成24年度から33年度までの高校改革を推進するための計画です。3つの基本的コンセプト「生徒が志を持って学び、夢をはぐくむ学校」「生徒や教職員が生き生きと活動して、元気のある学校」「地域の人が集い、地域に愛され、地域とともに歩む学校」を目指すべき県立高等学校像として掲げています。

【実施する主な取組】

○ 普通科及び普通系専門学科・コースの充実

多様な生徒が入学する実態を踏まえ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りながら、能力・適性に応じた教育を行うとともに、特色ある学校づくりを推進するため、地域や学校及び生徒の実態に応じて、新たな学科やコースの設置を行います。

○ 職業系専門学科・コースの充実

地域産業の特色やニーズに対応した人材を育成するため、拠点校を中心として設置する企業や大学等との連携組織を活用し、実践的な学びを取り入れるなど、教育内容の充実を図ります。また、中学生にもわかりやすい学科名への変更などを含めた学科再構成を行います。

○ 総合学科の推進

普通科目と専門科目を幅広く開設し、生徒が自ら興味・関心や進路希望に応じて、主体的に科目を選択しながら学習できる総合学科の高等学校を設置し、生徒の多様な進路希望に対応します。

○ 生徒の多様なニーズに対応した教育の推進（関連 施策17（2））

進学や就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの充実など、多様なニーズに対応するため、新たなタイプの学校やコース、科目の設置などを進めます。

(2) 私立学校の振興

公教育の一翼を担う私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図ります。

【実施する主な取組】

○ 私立学校経常費の補助

私立学校の健全な経営と在籍する幼児児童生徒に係る修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対する助成の充実に努めます。

(3) 公立学校と私立学校の連携の推進

公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力を推進します。

高等学校については中長期的な展望に立った学校規模や配置の適正化を進めるとともに、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教職員の人事交流などの充実を図るなど、公立学校と私立学校の一層の連携を推進します。

また、小学校就学前教育については、幼稚園児の9割が私立幼稚園に在籍している状況にあることから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。

【実施する主な取組】

○ 幼稚園教育指導資料集の作成（関連 施策9（1））

幼稚園教育要領の内容に関する実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立

及び私立幼稚園・認定こども園等に配付し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。

○ 公立学校・私立学校の教職員の合同研修の開催

現職教員を対象とした専門的な知識・技術に関する希望研修や運動部活動の実技等に係る講習会など、公立学校・私立学校の教職員が合同で参加することができる研修を開催し、教職員間の交流を促進することにより、公立・私立学校の教職員が互いに切磋琢磨する機会を充実し、教職員全体の資質向上を図ります。

○ 私立学校のシンポジウムなどとの連携

私立学校及び関係団体が主催するシンポジウムなどを教育委員会が後援することなどを通じて、私立学校の取組を支援します。

○ 公立学校と私立学校との教員の人事交流の促進

公立学校と私立学校との教員の人事交流を促進し、互いのよい面を学びあうことにより、教職員の広い視野と多様な経験を培い、教職員の資質向上による学校運営の活性化を図ります。

○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた指導者の養成、選手の育成・強化

(関連施策 12 (2))

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに、千葉県の選手を一人でも多く輩出することができるよう、公立学校と私立学校が連携して、質の高い指導者の養成、高い競技力を有する選手の育成を推進します。

(4) 地域に開かれた魅力ある学校づくり

学校支援地域本部、学校を核とした県内1000か所ミニ集会^{注3}、学校評議員制度などの学校・家庭・地域が連携した取組の充実を図るとともに、それらの仕組みを更に発展させた、保護者や地域住民、有識者などが、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を促進します。

また、各学校における公開授業の開催機会の拡大や、地域への情報公開を促進することにより、地域全体で学校を支援する機運の醸成を図ります。

【実施する主な取組】

○ 学校支援地域本部の推進（関連 施策7 (4)、施策 16 (1)、施策 16 (3))

学校と地域を結ぶコーディネーターを配置して学校と地域の連携の下、市町村教育委員会、PTA、地元企業等とも協力しながら、学習支援や環境整備、登下校時の見守りなど、学校を支援する取組を推進します。

注3 学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会：地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立学校を会場に、地域住民が参加し、保護者や学校職員と学校・家庭・地域の様々な教育課題について語り合う、千葉県ならではの特色ある取組です。

- 「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」の充実（関連 施策 15（2）、施策 16（1））

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を保護者や地域住民が学校と一体となって企画・運営することにより、学校、家庭、地域のつながりを強固にし、ミニ集会で話し合われた地域からの提案などをそれぞれが責任をもって実行することを通して、発展性のある地域交流・学校運営につなげます。
- 地域住民・保護者の県立学校運営への参画の推進（関連 施策 16（1））

本県が先進的に進めている県立高等学校へのコミュニティ・スクール導入の更なる拡充について検討を進めます。

また、県立学校において学校評価ガイドラインに基づく学校評価を実施し、開かれた学校づくり委員会などを通して、地域住民や保護者などが、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりをより一層推進します。
- 公立小・中学校におけるコミュニティ・スクールの導入促進（関連 施策 16（1））

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす地域とともに歩む学校づくりを推進し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。

このため、市町村教育委員会や小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入に向けた取組への支援を拡充します。
- 県立学校における地域活性化への貢献

県立学校において、学校や地域の実情に応じて、地域の企業や団体等と連携したプロジェクトを実施するなど、その学校ならではの特色ある教育活動を積極的に展開し、更なる魅力ある学校づくりに取り組むとともに、小・中学校との連携や地域との協働によってまちづくりの一翼を担うなど、県立学校の教育活動を生かして地域活性化に貢献します。

（5）豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

小中一貫校や中高一貫校など、新たなタイプの学校も含めて、子どもの成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について研究し、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた教育の実現を図ります。

【実施する主な取組】

- 校長のリーダーシップに基づく学校づくりの推進
- 学校の裁量で行う取組や教職員のマネジメント力の向上、実効性のある学校評価の方法などの検討を進めることにより、校長のリーダーシップの下、更に自主性・自律性を持って、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりの推進を図ります。
- よりよい学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実（関連 施策 1（2））
- 教員と児童生徒との信頼関係や児童生徒同士の人間関係を円滑に構築するための基本的な考え方や具体的事例、実践するための手法などをまとめた「学級づくりガイドブック」を様々な研修の場で指導資料として活用します。また、若手教員だけではなく、全教員が利活用できるように、内容の更なる充実を図ります。

○ 学校間連携や一貫教育の検討

人口減少・少子高齢化社会に対応して、市町村教育委員会と連携し、地域の意見を踏まえながら、幼・小・中・高等学校を通じた学校間連携や小中一貫教育、コミュニティ・スクールなどの在り方について検討するなど、活力ある学校教育の推進を図ります。

コラム 松戸向陽高校の福祉教育 (57ページ参照)

高齢化などに伴い、福祉ニーズは高度化、多様化し、また増大しています。そのような中、専門的な知識や技術を有し、高齢者や障害者へのよりきめ細かなサービスに対応できる人材を育成する福祉教育への期待が高まっています。県立松戸向陽高校は、県内唯一の福祉専門学科を有する高校として、スペシャリストの養成を目指しています。その授業の中には、生徒全員が3年間で60日以上、地域の介護施設等で「介護実習」を行うというものがあります。

<「介護実習」の報告書より>



「寄り添い、ニーズを見つけていくことの大切さや、状況に応じた介護を実施していくことで、利用者が生き生きとその人らしい生活を送ることができることを学んだ。」

「常に、どうしたら利用者のためになるのかを考え続けることが必要だということを実感した。介護はその場の思いつきでやるものではなく、根拠を元に計画して実施するものだということを学んだ。」

コラム 教員志望の学生をサポート (61ページ参照)

「ちば！教職たまごプロジェクト」は、教員を志望する学生に、学校現場で、1年間にわたり、30日以上の実践研修の機会を提供することにより、教職への理解を深めてもらう千葉県独自の教員養成プログラムです。平成26年度は1,103名の参加がありました。現在、このプログラムを経験した多くの学生が、千葉県の教員として活躍しています。



<プロジェクトに参加した学生の声>

「先生方の対応を見ることで、児童生徒との関わり方を考えることができる。」

「研修をとおして、自分が実際に授業を行う時のイメージを持てる。」

施策7 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

【現状と課題】

子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成するためには、質の高い教育を実現することが求められます。

このため、教員自らが児童生徒の模範であるという使命感や責任感を持つとともに、課題探求型の学習、主体的・協働的な学習などの新たな学びを展開するための実践的指導力、高度な専門的知識など、指導力の向上に取り組むことが必要です。

また、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教職員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

このため、確固たる教育観と具体的な方針を有する校長のリーダーシップの下、教職員だけでなく、多様な専門性を有した人材等も含めた「チーム学校」を確立し、教員が互いに切磋琢磨していく環境づくりを進めることが重要です。

加えて、団塊世代が大量に退職し、教員の世代交代が急速に進むことから、これに伴う課題を整理し、早急に対応することが求められます。高等教育機関と連携した人材の育成、幅広い人間性を有する教員の採用を可能とする教員採用選考の取組の推進が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
全国学力・学習状況調査において授業研究を伴う校内研修を年間7回以上実施した学校の割合	小学校 61.9% 中学校 28.1% (平成26年度)	小学校 65%以上 中学校 35%以上
全国学力・学習状況調査において地域の人材を外部講師として招いて授業を行った学校の割合	小学校 68.8% 中学校 46.2% (平成26年度)	小学校 80%以上 中学校 60%以上

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）熱意あふれる人間性豊かな教員の採用

子どもの気持ちを理解し、その目線に立って行動する態度、高度な専門的知識、豊かな生活体験に基づく幅広い人間性など、優れた資質を有する教員の採用のため、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するとともに、教員採用選考の改善等を進めます。

【実施する主な取組】

○ 教員を目指す生徒学生へのインターンシップの機会や情報の提供（関連 施策16（4））

公立学校教員を志望する生徒学生を対象とした実践・体験の機会を提供するため、教員を希望する生徒学生を対象とした出前講座や教職を目指す学生や卒業生が参加できる「ちば！教職たまごプロジェクト」を実施し、教職への理解を深めるとともに、教員としての資質・能力の向上につなげます。

また、将来教員を目指す生徒に大学教員が高等学校等で実施する出張講義や、県立高等学校に設置する教員基礎コースにおける学びなどを通して、教員としての基礎的な素養を身に付けるための取組を充実します。

○ 教育愛と使命感に満ちた教員の確保

児童生徒に対する愛情、教育者としての使命感、寛容性、柔軟性、向上心、積極性を有した人材を確保出来るよう、人物重視の採用選考を行います。また、豊かな体験や知識、能力を有する多様な人材を確保するため、教職大学院卒業者及び教職経験者、社会人等への特例選考や、県外会場での採用選考の実施、特別免許状制度の運用の改善などの取組を進めます。

(2) 信頼される質の高い教員の育成

教職員が教職に対する使命感や責任感を高め、課題探求型の学習、主体的・協働的な学習などの新たな学びに対応するための実践的指導力の向上などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

また、教職員の意欲を高める視点から、教職員に対する研修体制の充実や評価・処遇、顕彰の在り方について総合的に検討します。

加えて、大学等における教員養成段階においては、大学等と連携し、学校現場での体験機会の充実などを通じて、いじめ等の生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを図ります。

【実施する主な取組】

○ 社会状況の変化等を踏まえた教職員研修の推進

千葉県教職員研修体系に基づき、経験年数に応じた継続的な研修を実施します。これにより、教職員が、教職に対する使命感や責任感を自覚し、教育の専門家として、社会の急激な変化に適切に対応できる確かな力量の向上を図ります。

また、豊富な指導経験を有するベテラン教員からの教育技術の継承や、管理職のスキルアップのための研修を充実させるとともに、各学校での研修をはじめ、教職員の自主的研修への支援を行います。

○ 授業公開等による指導力の向上（関連 施策1（3））

小学校で魅力ある授業の実践をしている教員や体育で優れた指導力を有する教員を「魅力ある授業づくりの達人」や「体育の授業マイスター」として認定し、授業公開等により授業力向上に資する取組を進めます。また、授業改善が進むよう、教育技術を共有する場を設定し、校種間の連携強化を図ります。さらに、県内の全公立学校が教員・保護者・地域住民を対象に実施する公開授業等を推進することで、教員の授業改善や指導力向上を図ります。

○ いじめを早期に見抜く教員の生徒指導力の向上（関連 施策8（2））

生徒指導や教育相談に関する研修の充実を図り、全ての教員がいじめなど生徒指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に取り組めます。

○ 専門的・実践的研修による教育関係職員の資質の向上

県総合教育センターにおいて、指導力の向上、授業改善、学校経営など、教員の経験年数やニーズに応じた様々な研修を充実させ、教員の資質の向上を図ります。特に、若手教員に対しては、豊かな教職経験を有する指導者が、研修を企画・運営し、指導することで、資質向上を図ります。

○ 人事交流を活用した教員の資質向上（関連 施策 10（5））

全県的な視野に立った広域人事交流や、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校間の異校種間人事交流などを積極的に推進することにより、実情が異なる学校及び地域での様々な経験を通して、教員の視野を広げ、資質向上を図ります。特に、小・中学校の若年層における他の市町村への人事交流を計画的に推進します。

○ 校長のガバナンスの向上

校長が、指導力を発揮して、所属教員が高い使命感を持ち、互いに学び、高め合う校内体制を構築できるよう、優れた資質を備えた校長の登用を進めます。そのために、教員の経験年数に応じて段階的に行う研修を充実し、学校運営にかかる資質・能力の向上を図ります。

（3）子どもの多様化に対応したきめ細かい教育の推進

教員に加えて、多様な専門性を有した人材等の配置を充実することにより、学校全体を一つのチームとして教育力を最大化し、少人数学級や少人数指導、ティーム・ティーチングだけでなく、課題探求型の学習や主体的・協働的な学習などの新たな学びに取り組むなど、子どもの多様化に対応したきめ細かい教育を推進します。

【実施する主な取組】

○ きめ細かな指導体制の整備

教員が授業など子どもへの指導により専念できるようにし、教育の質の向上が図られるよう、国から措置された定数や非常勤講師により、きめ細かな指導体制の整備を図ります。

また、教頭・主幹教諭等の配置の充実や、学校司書、ICT専門職員、地域連携担当職員等の専門的な知見を有するスタッフの配置について検討します。

○ 地域人材の活用

地域住民が、それぞれ培ってきた知識・技術や多様な専門性を生かし、教科の領域や総合的な学習の時間、クラブ活動等において、児童生徒の興味関心や多様化に応じた授業を行うなど、地域人材の活用促進により学校の教育活動を支援します。

（4）教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援

教職員の負担軽減のため、学校における業務を見直し、各業務間の有機的な関連付けによる業務全体のスリム化や、人材の配置等を進めます。

また、学校における問題解決に向けて、専門的知見をもった人材による指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○ 教職員の負担軽減に向けた取組の推進

学年や学校における組織的対応や、情報の共有化等により業務の効率化が図れた事例をまとめたリーフレットの配布など、教職員の負担軽減に向けた取組を進めることにより、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員の心身にわたる健康の保持・増進を図ります。

○ スクールカウンセラー等の人材の確保（関連 施策8（2）、施策17（1））

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、スクールカウンセラー^{注4}、スクールソーシャルワーカー^{注5}の役割が重要であることから、臨床心理士等の専門的な知識や豊富なカウンセリングの経験を持ったスクールカウンセラー、関係機関と連携し、問題解決を支援する教育・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの確保に努めます。

○ 学校支援地域本部の推進（関連 施策6（4）、施策16（1）、施策16（3））

学校と地域を結ぶコーディネーターを配置し、学校と地域の連携を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進します。また、地域連携の推進に不可欠な地域コーディネーターや学校支援ボランティア等の育成を促進します。

○ スクール・サポーターによる学校支援

元警察官などからなるスクール・サポーターが、教職員への支援、登下校指導、校内巡回、学校の安全対策や安全パトロールに関する活動を行い、学校を支援します。

○ 「学校問題解決支援チーム」による支援

学校等だけでは解決困難な案件に対処するため、弁護士や臨床心理士等の専門家からなる「学校問題解決支援チーム」を活用し、問題の解決に向け県立学校・私立学校及び市町村教育委員会に対して適切な支援を行います。また、有効な問題解決につながるよう、初期段階から弁護士相談等を含む機動的な対応を図ります。

○ 教職員のメンタルヘルスケア推進と支援体制の充実

各学校の教育活動への取組状況や学校運営上の課題等を確認し、必要な指導助言を行います。また、教職員一人一人の心と体の健康を保持増進し、職場環境の改善に努めるとともに、産業医・健康管理医などの専門家や外部の相談・医療機関等によるケアを効果的に推進します。

さらに、心の不調者への対応、職場復帰を円滑に行うための支援体制の充実を図ります。

注4 スクールカウンセラー：19ページ注9参照。

注5 スクールソーシャルワーカー：19ページ注10参照。

施策8 いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

子どもたちにとって、学校は各自の個性や能力を伸ばさせながら人格を形成していくための重要な場であり、よりよい環境で教育を受けることが求められます。

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為であり、防止等のための取組を一層推進する必要があります。

千葉県では、国のいじめ防止対策推進法を踏まえ、平成26年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、県の責務や取り組むべき施策を明らかにしました。

さらに、平成26年8月に「千葉県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

この基本方針の下、いじめの早期発見、相談及び情報収集体制の充実、学校の教職員をはじめとした人材の確保及び資質の向上等の施策を進め、管理職を中心とした組織的、統合的な取組や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実することが求められます。

また、いじめ防止に向けた広報・啓発活動、特にインターネット等の適切な利用方法の周知等、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動の推進が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
いじめに関する児童生徒へのアンケート調査の実施率	小学校 97.5% 中学校 99.0% 高校 100% (平成25年度)	全ての学校での実施を目指します
いじめの早期発見のための個別面談の実施率	小学校 85.5% 中学校 95.0% 高校 82.7% (平成25年度)	全ての学校での実施を目指します

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) いじめの予防や早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

また、子どもたちの自尊感情（自己肯定感や自己有用感など）を育み、自らの感情を適切にコントロールする力や、他者に適切に援助を求める態度など、自らを守る力を育てる教育の充実を図ります。

【実施する主な取組】

- 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組の推進
(関連 施策2(4))

「いのちを大切に作るキャンペーン」などを通して、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を進めます。

- 児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組の推進

小・中学校9か年にわたる授業展開を体系的にまとめた「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の取組を更に充実させ、推進することで、児童生徒のあいさつや助け合いといった人間関係づくりの基礎やコミュニケーション能力を育成します。

- 一人一人の子どもへの直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進

様々ないじめの背景に留意し、児童生徒の非行や家庭の抱える困難な問題の解決には児童相談所と連携するなど、関係機関の機能を活用した問題解決を図ります。

また、道徳の時間などを通して、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスやいじめを受けた際に適切に対処できる力（いじめに負けないための力）を育成していきます。さらに、いじめの加害者が負う法的な責任などについて学ぶため、法教育の視点から、いじめ問題を考える取組も推進していきます。

- 相談及び情報収集体制の充実

いじめの早期発見のため、各学校がそれぞれの実態に応じて定期的なアンケート調査や個別面談を計画的に実施する取組を推進するとともに、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、相談体制の充実とその周知を図ります。また、各学校において、スクールカウンセラー等を活用し、定期的に研修を実施するなど、教職員の資質向上を図ります。

- 学校と家庭・地域が連携した取組の推進

社会全体で子どもを見守り育むため、「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」や「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」など、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制の構築を推進します。

(2) いじめの防止等のための人材の確保と資質の向上

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用を推進するとともに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」^{注6}において、中核的な役割を果たす教員に対して、いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について、実践的な研修を実施し、いじめ問題に対応する資質の向上を図ることで、各学校におけるリーダーを育成します。

注6 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織：いじめ防止対策推進法第22条において学校に設置することが義務付けられている組織で、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されます。

さらに、いじめの態様などに応じた実効的な対応方法について記載された指導資料集を活用し、教員全体の資質向上に取り組みます。

【実施する主な取組】

○ いじめを早期に見抜く教員の生徒指導力の向上（関連 施策7（2））

生徒指導や教育相談に関する研修の充実を図り、全ての教員がいじめなど生徒指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に取り組みます。

○ スクールカウンセラー等の人材の確保（関連 施策7（4）、施策17（1））

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割が重要であることから、臨床心理士等の専門的な知識や豊富なカウンセリングの経験を持ったスクールカウンセラー、関係機関と連携し、問題解決を支援する教育・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの確保に努めます。

○ 教職員を対象としたいじめ問題対策実践研修の実施

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の教員を対象として、いじめについて理解を深めるとともに、いじめ問題の事例検討等を通して、各学校におけるいじめ問題対応のリーダーとしての資質向上を図ります。

（3）いじめの防止等のための啓発活動の推進

県が発行する広報紙やホームページによる周知のほか、児童生徒・保護者向け資料の作成・配付など、いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

【実施する主な取組】

○ いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進

「県民だより」や「夢気球」、県ホームページを活用したいじめ防止の啓発活動に取り組みます。また、保護者向けの啓発資料を作成し配付します。

さらに、いじめや問題行動等が発生しやすい4月をいじめ防止啓発強化月間として、学校はもとより全ての県民を対象に、いじめの防止等に関する理解を深めていきます。

（4）インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

子どもたちが情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。

また、子どもたちがインターネット上のいじめ行為やトラブルに巻き込まれていないかなどを監視するネットパトロール等の取組を充実します。

【実施する主な取組】

○ ネットパトロール等の実施

中学校、高等学校、特別支援学校の生徒を対象とした「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」の実施の促進などに努めます。

○ 学校における情報モラル教育の推進（関連 施策2（2））

「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」など、児童生徒に分かりやすい資料を活用した指導の充実を図ります。

特に、中学校、高等学校段階では、生徒自らが携帯電話等の正しい利用ルールを決め、使用することを促す取組などを行います。

○ 家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進（関連 施策2（2））

警察や通信事業者等と連携して、「ケータイ・インターネット安全教室」等を開催し、児童生徒及び保護者に対しインターネット等を利用する上での安全意識の啓発や規範意識の向上を図ります。

加えて、小学校低学年段階から、携帯電話等の適切な利用に関する課題や家庭でのルールづくりの必要性について保護者の理解を深める取組を促進していきます。

コラム 情報モラルに関する取組の推進（68ページ参照）

本県では、学校における情報モラル教育の充実を図っています。中学・高校においては、インターネットによるいじめやいやがらせ、トラブルなどが増えていることから、生徒自身が、インターネットやスマートフォンについて話し合う機会を設けるようにしています。中学生と高校生が意見交換を行う「中学生・高校生との交流会」においても、平成26年度はスマートフォンをテーマの一つとしました。

<交流会における生徒の声>

「スマホやパソコンが便利になっているが、それを悪用してはいけないと思う。みんなが快適に過ごせるようにしたい。」

「ネット・スマホは安心・安全でないと思っている生徒が多いようだ。学校で、ネット・スマホの使い方の教室をもっと充実させてみるのもいい。」



施策9 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。

子どもたちに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。

子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度（「子ども・子育て支援新制度」^{注7}）が開始され、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が進められる中、幼児期の子ども一人一人の発達の状況に即した指導を適切に行うための環境整備や、子育て支援活動・預かり保育の充実を図ることが重要です。

また、教職員に対する研修機会の充実、地域の高等教育機関と連携した人材育成に向けた取組などを通じて、幼児教育に携わる教職員の専門性の向上を図ることが求められます。

さらに、幼児教育から小学校教育への移行は急激な教育環境の変化をもたらすものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園^{注8}と小学校が連携した取組を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組を進める必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
域内の幼稚園・保育所と小学校の間で、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている市町村数	7 (平成26年度)	15
保育所の待機児童数	1,251人 (平成26年4月1日現在)	減少を目指します

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）教職員の専門性の向上をはじめとした幼児教育の質の向上

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

【実施する主な取組】

○ 幼稚園教育指導資料集の作成（関連 施策6（3））

幼稚園教育要領の内容に関する実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立及び私立幼稚園・認定こども園等に配付し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の

注7 子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

注8 認定こども園：小学校就学前の子どもに、幼児教育や保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設をいいます。

充実を推進します。

○ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進

新たな幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」となるためには、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格が必要ですが、国では、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法施行後5年間は、免許又は資格のいずれかを有していれば「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、県では、免許と資格の併有を促進するため、制度の周知を図っていきます。

○ 計画的な職員研修の実施

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」に基づき、乳幼児期にふさわしい生活や教育の場を保障するため、計画的な職員研修を実施します。

幼稚園教諭や保育士等に対する研修は、それぞれの経験年数や研修課題などに応じて実施していきます。また、特別支援教育やアレルギー対応など、専門性が高く、認定こども園、幼稚園、保育所に共通する課題については、県の担当部局や関係団体と連携し、実施していきます。

○ 合同での研究協議等を通じた幼児教育の充実

保幼小連携、子育て支援・預かり保育、認定こども園における幼児教育等について、幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究協議を行う取組や小学校教員を幼稚園に派遣する研修を通じて、幼児教育に関わる職員の人材育成と資質向上を図ります。

○ 幼稚園における子育て相談・支援活動の推進

核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していることから、子ども・子育て支援新制度の下、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます。

○ 幼児教育における遊びを通しての総合的な指導の充実

幼児期に望ましい生活習慣や規範意識を身に付け、小学校以降の学力向上に資するため、子どもの自発的な遊びの中から、学びの対象となるものを見だし、子どもの発達にとって必要な体験が得られるような、適切な指導の充実を図ります。

○ 人材の養成と就業の促進

保育士養成施設の学生に対する就職説明会や、県内の保育所に勤務する保育士と学生の交流会の開催などを通じ、保育士養成施設卒業者の県内施設への就業を促進します。

また、保育士の資格を持ちながら保育所などに勤務していない「潜在保育士」に対し、再就職支援のための研修会の実施や、保育士再就職コーディネーターによる求職者と就職先とのマッチングなどの支援を行っていきます。

(2) 小学校就学前教育から初等教育への円滑な接続

全ての子どもの健やかな成長を保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されることが重要です。

県では、一人一人の子どもの健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

【実施する主な取組】

○ 認定こども園の普及

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえつつ、認定こども園の普及に努めます。

○ 幼児教育から小学校教育への円滑な移行

幼児教育から小学校教育への連続性や一貫性を確保し、学校段階間の円滑な移行を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や、幼児と児童との様々な交流活動の実施など、小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

コラム 「たけのこみつけたよ」(69ページ参照)

- ・「すごい！こんなに大きかったんだ！！うわぁ重い！」
(4月 たけのこをシャベルで掘りだして)
- ・「階段みたいになっている。」(5月 たけのこの皮むきをして)
- ・「ほくより小さいよ。鼻くらいだ。」
(6月 たけのこと背比べをして)
- ・「わあ！高い。」「きれいだね！」
(7月 生長した竹で作った笹飾りを見上げて)

これは、県で作成している幼稚園教育指導資料集における実践例の一部です。4月から7月までたけのこの生長を追って、子どもたちは遊びの中で何に気づき、考え、やってみようとしたのでしょうか。

県では、今日的な課題について「幼稚園等の実践に役立つ使いやすい資料を」という意識のもと、資料集を作成し、県内の公立及び私立の幼稚園等に配布しています。豊富な実践例が活用され、幼児教育の充実に結びつくことを期待しています。



施策 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育とは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けるため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施される必要があります。

また、障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会である「共生社会」を目指すためには、同じ場で共に学ぶことを追求していくことも必要です。

その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

このため、障害のある子どもに対する相談・支援体制の充実や、特別支援教育に関わる教職員の専門性の向上を図るとともに、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用や障害特性に応じた様々な指導の改善を図る必要があります。

加えて、特別支援学校の過密化の解消を進めるとともに、安全で適切な教育環境の整備、充実を促進することが重要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画作成率	62.7% （平成25年度）	80.0%
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	91.3% （平成25年度）	92.5%

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。

【実施する主な取組】

○ 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実（関連 施策 17（1））

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

○ 適切な就学の相談支援の充実

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」^{注9}や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談・就学事務に努めます。

(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導^{注10}、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。

また、医療的ケア^{注11}の必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能を提供します。

【実施する主な取組】

○ 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

○ 合理的配慮^{注12}の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

○ 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

○ 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害^{注13}やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の

注9 個別の教育支援計画：在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となる計画です。

注10 通級による指導：小学校又は中学校等に在籍している障害のある児童生徒が、校内又は他校にある特別の指導の場（通級指導教室）に通い、障害の状態に応じた特別の指導を受けることを指しています。

注11 医療的ケア：看護師の資格を有する者が配置されている特別支援学校において、学校生活の中で行われる教員又は看護師による日常的・応急の手当のことです。具体的には、たんの吸引、経管栄養、導尿などの手当を指します。

注12 合理的配慮：「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

注13 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害のことをいいます。

なお、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害については、「自閉症スペクトラム障害／自閉スペクトラム症」という用語も使われます。

取組や、職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図ります。

○ ICTを活用した教育の推進（関連 施策4（1））

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

○ 特別支援学校が有する多様な機能の活用（関連 施策10（3））

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育を充実します。

また、通級指導教室をはじめとした特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育ニーズへの対応を推進します。

○ 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修を充実します。

また、強度行動障害^{注14}、精神疾患、高次脳機能障害^{注15}、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱えている児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

（3）特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密化の解消が喫緊の課題となっています。高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密化の解消を図っていきます。

【実施する主な取組】

○ 特別支援学校の計画的な整備

過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」^{注16}等により、計画的に整備を進めていきます。

○ 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

注14 強度行動障害：激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態をいいます。

注15 高次脳機能障害：病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態をいいます。

注16 県立特別支援学校整備計画：本県の特別支援学校では、児童生徒数の増加が著しく、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消が喫緊の課題となっています。このような課題に対応するため、教育委員会において今後10年間を見通しながら、平成23年度から平成27年度までの5年間の県立特別支援学校整備計画を策定しました。

○ 特別支援学校が有する多様な機能の充実（関連 施策 10（2））

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

（4）卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めます。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく流通サービス分野への就労の機会が広がってきています。このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育^{注17}の充実に努めます。

【実施する主な取組】

○ キャリア教育と職業教育の充実

特別支援学校における職業教育の充実を目指し様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実に努めます。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実に努めます。

○ 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関とのネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実にに向けた取組を推進します。

○ 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進に努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて、市町村への普及を図ります。

○ 障害者への学びの支援（関連 施策 16（2））

さわやかちば県民プラザでは、知的障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身に付けるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実に努めます。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会などを行い、学びの支援を推進します。

注 17 職業教育：一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度を育む教育です。なお、キャリア教育は、社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育をいいます。

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要です。このため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○ 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進

小・中学校及び高等学校等の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習会の受講の促進を図ります。

○ 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

○ 異校種間の計画的な人事交流の推進（関連 施策7（2））

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

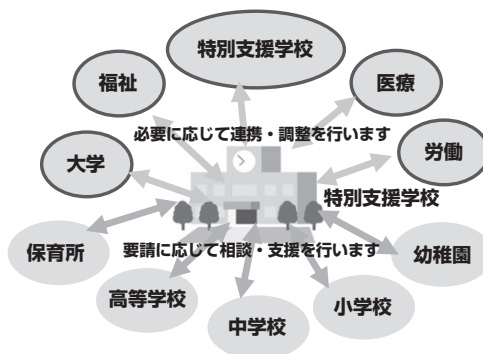
コラム 特別支援学校のセンター的機能（75ページ参照）

特別支援学校は、特別支援教育のセンターとして、地域の学校等への支援に当たっています。また、医療、福祉、労働などの関係機関とネットワークをつくるなど、障害のある子どもたちへの支援の充実に努めています。



▲特別支援学校で開催される関係機関のネットワーク会議

就労や生活支援などの情報を関係者が共有・活用できるので、障害のある子どもとその保護者を支えていくことにつながっています。



施策 11 読書県「ちば」の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていきます。また、読書活動は主体的に物事を考え、判断し、情報が氾濫する社会の中で、その真偽や価値を見抜き、有益に活用するなど、変化の激しい社会を生き抜いていくために必要な知識や技能を身に付けていく上で重要です。

子どもと本をつなぐのは大人たちの役割であり、子どもたちが様々な本と親しみ、成長していくことを目指し、大人は子どもの読書活動の意義を理解し、本と子どもをつなぐために共に考え、共に行動し、機会や環境を作り出すことが求められます。

そのためには、第3次の「子どもの読書活動推進計画」^{注18}に基づき、読書県「ちば」を推進し、学校や家庭、図書館、ボランティア等が連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備、子どもの読書活動の普及啓発が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
全国学力・学習状況調査において「読書は好き」と答えた児童生徒の割合	小学校 73.4% 中学校 74.4% (平成26年度)	小学校 80% 中学校 80%
図書館等と連携している学校の割合	67.0% (平成24年度)	100%

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）家庭や地域における子どもの読書活動の支援

子どもが、本や物語との出会いから、本を好きになり、読書を習慣とするために、子どもの読書活動の意義について県民への理解を図り、家庭や地域における読書活動及び読書環境の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○ 子どもの読書活動の理解の促進

県民が、子どもの読書活動の意義と大人の関わり方の重要性についての理解や関心を深めるための集いや講座を開催するとともに、市町村、図書館、学校、民間団体等が行う様々な事業を通じて働きかけます。

○ 家庭読書、「本のある街」の推進

家族のコミュニケーションを深め、子どもが本に親しむ習慣づくりを推進するために、家族のふれあい読書を意味する「家読」^{うちどく}を、様々な機会を捉え、推奨していきます。

注 18 第3次の「子どもの読書活動推進計画」：計画期間を平成27年度から概ね5か年とする、読書県「ちば」を推進する計画です。

また、子どもが本に親しむ機会を増やすために、商業施設や病院、保健所、子育て支援センター、駅等、親子で利用する施設に子ども向けの本を置く「本のある街」の活動を推進します。

○ 家庭や地域における読書の啓発（関連 施策2（1）、施策15（1））

乳幼児と保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなる市町村のブックスタート事業^{注19}を支援します。また、研修会等を通じて、放課後児童クラブ^{注20}や放課後子供教室^{注21}などにおいても子どもが読書に親しむ機会を提供することの大切さについて、理解を図り、家庭・地域における読書活動を推進します。

○ 「親力アップいきいき子育て広場」等のウェブサイトを活用した読書習慣への理解促進

（関連 施策15（1））

子育てに関する手立てや知識を提供するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を活用し、乳幼児期からの家庭における読み聞かせや読書習慣の大切さについて理解の促進を図ります。

○ 読み聞かせボランティア等の人材育成

図書館と読書関係団体等との連携・協力を充実させるための情報収集や広報活動に努めるとともに、ボランティア希望者などを対象とした講座や研修会を開催することでボランティアの養成や質の向上に努めます。

（2）学校等における読書活動の推進

幼稚園や保育所等では読み聞かせや紙芝居などの読書活動を促進し、小・中・高等学校、特別支援学校では一斉読書などの読書機会の設定や、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における多様な学習の展開等により、発達の段階に応じた様々な読書活動を推進します。

また、その活動を支えるために重要な人的・物的環境整備を、公立図書館等と連携しながら推進します。

【実施する主な取組】

○ 読書活動や読書意欲を高める取組の充実

図書館や民間団体等と連携し、子どもが相互に図書を紹介する活動など、発達の段階に応じた様々な読書活動を工夫します。また、豊富な図書資料を活用した調べ学習などの多様な学習を展開することで、児童生徒の読書に対する興味・関心や必要感を高めることを推進します。

注19 ブックスタート事業：市町村で行う乳児検診・相談の機会に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、触れ合いのひとつきを持つことの大切さを伝える事業です。

注20 放課後児童クラブ：就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

注21 放課後子供教室：放課後等に全ての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する事業です。

○ 司書教諭の適正配置の促進と研修の実施

公立図書館司書、司書教諭等の学校図書館担当職員、子どもの読書活動の推進に関わるボランティア等が連携を深め、読書活動の充実に向けた講座や研修会を開催します。また、司書教諭の資格所有者を12学級未満の学校についても配置するよう努め、学校図書館の充実を図ります。

○ 学校図書館の蔵書の充実

県立学校では学校予算を計画的に配分し、図書資料の整備・充実に努めます。市町村に対しても、小・中学校が図書資料の整備状況を自己点検するための支援をはじめ、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料の計画的整備について、様々な機会を通して働きかけます。

○ 図書館等との連携による学校図書館の活性化

学校図書館関係者と公立図書館職員との合同研修会や情報交換の場を設けるなど、学校と図書館の連携の充実を図ります。

また、公立図書館等が、児童生徒の学習のための資料や、教員の授業研究に必要な資料の整備に取り組むように促します。

学校では、図書館等の団体貸出しの活用や公立図書館司書への相談等を通して、学校図書館の更なる活性化を目指します。

(3) 図書館における読書活動の充実

県立図書館は、県内の中核的な図書館としての役割を強化するとともに、県民に身近な市町村立図書館サービスや学校図書館ネットワークを様々な形で支援し、県内全体の読書活動の充実に努めます。

また、図書館による、学校図書館運営上の相談や司書等の派遣、児童や生徒に役立つ資料・情報の蓄積・提供を通して、子どもの読書活動の充実に支援します。

【実施する主な取組】

○ 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供（関連 施策 13（2）、施策 16（2））

県民の課題解決に必要な資料・情報の蓄積、各種データベースの拡充により、高度なレファレンス・サービスの提供を推進します。県民の調査研究に必要な資料や千葉県関係資料をデジタル化・データベース化して情報発信し、「千葉県内図書館横断検索システム」^{注22}をはじめ県内の様々な情報源を結び、県民に資料・情報を提供する拠点（ハブ）としての機能の充実に努めます。

注 22 千葉県内図書館横断検索システム：横断検索は複数の図書館の蔵書を一度に検索できるシステムです。求める資料の書名や著者名などを一度入力するだけで、検索語入力画面に表示されている千葉県内の図書館等の蔵書をまとめて検索することができます。

○ 子どもの読書活動推進センターの設置及び市町村立図書館の支援強化（関連 施策1（1））

県立図書館において、千葉県の子どもの読書活動推進のため、子ども用資料の充実及び子どもの本や読書に関する調査研究用資料の収集、情報の周知・共有に努めます。また、県立学校や市町村立図書館等に対する資料貸出を更に充実させるとともに、協力レファレンスや運営相談、職員研修、読書関係団体等との連携促進などの運営支援を強化し、「子どもの読書活動推進センター」としての機能を充実させます。

○ 障害者等への支援の充実

様々な理由により図書館サービスの利用が困難な方のために、録音図書の整備や郵送貸出等の充実及び読書支援のための各種講座の開催に努めるとともに、特別支援学校への障害に応じた図書セットの貸出や訪問お話し会等の実施により読書活動を支援します。

また、図書館や学校の職員並びに録音図書等を製作する支援者向けの研修会を開催するなど、障害者等が利用しやすい環境づくりを進めます。

○ 県立図書館の機能の充実（関連 施策16（3））

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館や各種読書関係団体等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

また、中央図書館を県内図書館の中核と位置付け、ワンストップサービス^{注23}の推進などその機能強化や利用者の安全・安心の確保のために必要な施設・設備の検討を進めます。

コラム 読書の楽しさ伝えます～ビブリオバトル～（77ページ参照）

「こどもの読書週間」は4月23日から5月12日の20日間です。

千葉県では、この時期に毎年「子ども読書の集い」*を開催しています。平成26年度は「集い」の中で、「ビブリオバトル」を実演しました。「ビブリオバトル」とは、参加者が順番に自分の好きな本を紹介し、全ての発表が終了した後に「どの本を一番読みたくなったか」を投票し、「チャンプ本」を決定する活動です。今回は3人の身ぶり手ぶりの実演による本の紹介の後、200名近い「集い」参加者全員の投票がありました。



*「千葉県子どもの読書活動啓発の集い」が正式名称

<ビブリオバトルを観戦した参加者の声>

「友達・家族同士で行ったら本好きの子どもが増えそうだ。」

「学校で子どもたちに実践させたい。」

注23 ワンストップサービス：図書館において、県民の課題解決に役立つ資料や情報を収集・蓄積するとともに、博物館や文書館等の情報源を結び、利用者の様々な要求に迅速かつ的確に資料提供や情報源を案内するサービスです。

施策 12 フェアプレーの精神を育て、楽しさや感動を分かち合うスポーツの推進

【現状と課題】

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で重要な役割を果たしています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、経済波及効果や地域の活性化等を生み、本県の持つポテンシャルを最大限に発揮できる機会であることは間違いありません。全国民のスポーツへの関心が高まることも踏まえ、スポーツの推進を更に加速させることが重要です。

千葉県では、平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」^{注24}において示された体育・スポーツの施策に関する基本的な理念と施策の方向性の下、計画的・継続的にスポーツの振興に関する様々な取組が推進されています。

これまでの取組において醸成されてきた「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」といった優れたスポーツ環境を引き継ぎつつ、全ての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」を実現することが求められます。

特に、子どもたちがスポーツに主体的に取り組む態度、フェアプレーの精神や克己心などを養うとともに、スポーツ環境の整備や東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた選手の育成、指導者の養成など、競技力向上のための取組を推進する必要があります。

また、県内に多数あるプロ、アマチュアのスポーツチームや選手と連携して、子どもたちがトップアスリートと交流する機会を充実させるなど、スポーツへの意識向上に向けた取組が求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
成人の週1回以上のスポーツ*実施率	46.5% (平成25年度)	60.0%
総合型地域スポーツクラブが設立されている市町村数	32 (平成25年度)	54

※スポーツ：ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動を含む

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進

「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の視点から、ちばアクアラインマラソン等のスポーツイベントにより県民が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組む態度を

注 24 千葉県体育・スポーツ振興条例：平成22年に開催された第65回国民体育大会「ゆめ半島ちば国体」、第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島ちば大会」では、県民が一体となり、成功を収めることができました。両大会を通じて盛り上がった県民の体育・スポーツへの関心を契機とし、県民生活の一層の向上を図るために、制定されました。

育成するとともに、ボランティア等への参加を促進します。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、国際スポーツ大会やキャンプの誘致等の取組を推進します。

【実施する主な取組】

○ 生涯スポーツの推進

する・みる・ささえるスポーツを通して、個人の運動やスポーツへの主体的な取組を推進するため、多世代にわたり、多種目のスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブ^{注25}について、市町村や関係スポーツ団体と連携の下、更なる設立に向けた支援に取り組み、ライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備を推進します。

また、地域における生涯スポーツ推進の核となる指導者の養成や資質向上を図ります。

加えて、県民の多様なニーズに対応できるスポーツ情報の積極的な収集及び提供に努め、子どもから大人、高齢者や障害のある人などが、本来の運動欲求や体力の保持増進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて生涯にわたって活力や生きがいを見いだせるよう、生涯スポーツの推進に取り組みます。

○ 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

「スポーツ推進月間」を設定し、運動の機会や健康・体力づくり等に関する情報提供を行うことで、学校を卒業し、仕事や家事が生活の中心となり、運動やスポーツへの参加機会が減少傾向となる世代が、運動を一つの生活習慣として定着を図れるよう、運動・スポーツに親しむきっかけづくりを行います。

○ 高齢者のスポーツ推進

高齢者が、安心して運動に取り組めるよう、年齢にあった運動プログラムの提供などの支援を行います。

また、地域の元気な高齢者が、介護予防の必要性を普及・啓発する活動への支援を行うなど、県民一人一人が高齢期においても、いつまでも生き生きと自立した暮らしを送れるよう、高齢者の健康づくりを進めます。

○ 障害のある人のスポーツ推進

障害のある人がスポーツやゲームを楽しむスポーツ・レクリエーション活動について包括的に支える団体の強化や健常者を含む参加機会の充実、障害の特性に応じた指導者の養成・確保を図り、様々なスポーツに参加できる環境づくりを推進することで、障害者の自立と社会参加を促進していきます。

注 25 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを、それぞれの志向・レベルに合わせて、身近な地域で親しむことができる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブをいいます。

○ スポーツを通して人間的豊かさを育成できる指導者の養成

県民のスポーツ活動を支える指導者養成に当たっては、スポーツ関係団体と連携し、技術指導だけでなく、スポーツマンシップ、フェアプレー精神など人間的豊かさを育てることのできる指導者の養成方策について検討し、推進を図ります。

○ スポーツの裾野を広げる取組

千葉県にある様々なプロスポーツチーム等を活用し、学校や地域等におけるスポーツ教室や交流活動、スポーツの楽しさや喜びを体験するイベントなどの地域貢献活動を促進することで、県民のスポーツに触れる機会、する機会の充実やスポーツに取り組む子どもたちの体力・技術向上を図ります。

○ スポーツ環境の整備

県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げるため、スポーツ施設の整備やスポーツ指導者の育成に取り組みます。スポーツ施設の整備については、県民が安心・安全に利用できるよう、耐震性の向上や施設の機能回復を図ります。

また、県民にとって身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を推進します。

○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックなどスポーツを通じた地域の活力づくり

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、全ての人がスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、大会効果を一過性のものとせず、高校生をはじめ若い世代が部活動など日頃の活動を生かし、ボランティア活動を行うなど、おもてなしを通じてちばの魅力を発信することにより、地域活性化、健康づくりの機運の醸成に繋がるよう、取り組みます。

また、ちばアクアラインマラソン等のスポーツイベントを開催し、参加する選手を応援することで、広く県民のスポーツへの関心を高め、健康づくりや体力向上の機運を醸成します。

(2) 人々に夢と感動を与える競技力の向上

スポーツ関係団体と連携し、国内大会はもとより、オリンピック・パラリンピック等の国際大会において活躍が期待される選手の発掘・育成・強化や指導者の養成などを行うとともに、競技力向上のための環境整備などの事業を推進します。

【実施する主な取組】

○ 千葉県競技力向上推進本部^{注26}等による支援（関連 施策6（3））

国民体育大会の上位入賞と未来のアスリートの発掘・育成・強化のため、各競技団体と連携し、計画的な選手の発掘・育成・強化や指導者の養成、スポーツ医・科学の活用などに取り組みます。

注 26 千葉県競技力向上推進本部：競技力向上に関する関係団体や有識者等で構成され、(財)千葉県体育協会や各競技団体との連携の下、ジュニア選手の育成・強化や指導者の要請など必要な事業を展開しています。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに、千葉県選手を一人でも多く輩出し、県民に元気と勇気を届けることができるよう、優れた能力を持つジュニア選手や障害のあるアスリートを選抜し、計画的な強化を推進します。

○ 競技力向上のための環境整備

選手の育成・強化に取り組むために必要な競技用具の整備を段階的・計画的に行うとともに効果的・効率的な育成・強化が図れるよう公共スポーツ施設やスポーツ医・科学の有効活用を推進します。

コラム 未来のアスリートの発掘・育成・強化 (83ページ参照)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、県では出場を目指すジュニア選手の強化に取り組んでいます。平成26年度は120人が特別強化に指定され、チャレンジを始めています。平成27年度からは、パラリンピック出場に向けての強化もスタートします。

1964年の東京オリンピックでは、3人の選手が金メダルを獲得しました。5年後は、何人の金メダリストが誕生してくれるのでしょうか？

<指定された選手の声>

「プレッシャーではなく自分の力に変えて、期待に応えたい。」

「すごく光栄。多くの人の為にしっかりと結果を出したい。」



コラム 千葉県障害者スポーツ大会 (82ページ参照)

毎年、陸上・水泳・アーチェリーなど、13競技が実施され、選手・役員4,000人以上が参加、各競技で熱戦が繰り広げられます。大会で行われている種目の一部を紹介します。



陸上競技 スラローム

車いす使用の選手は、全長30メートルの直走路におかれた赤白の旗門を前進、後進しながら通過し、タイムを競い合います。選手の雄姿にスタンド席から声援が飛び交います。



サウンドテーブルテニス (S T T)

視覚障害のある選手による競技で、金属球4個入りの卓球用ボールは動くたびに音がします。選手は耳を澄ませて球の位置を音で確かめます。この静けさが、次の動きの激しさを一層強く感じさせます。

施策 13 ちば文化の継承と新たな創造

【現状と課題】

本県には、古くから伝えられた文化と、全国各地から移り住んだ人々によってもたらされた文化、そして、県内各地で取り組まれている新しい文化などがあります。

これらの文化や芸術の担い手である県民一人一人の文化への思いや取組が、新たな「ちば文化」として創造されており、その振興と発展を通して、郷土に愛着と誇りを持てる活力に満ちた地域社会を形成していく必要があります。

このため、県民が質の高い文化芸術や、日本の伝統文化に触れ、親しむ機会の充実にに向けた環境づくりを進めることが重要です。

加えて、学校における地域の伝統文化等についての学習活動の充実にに向けた支援や、地域の文化財について理解を促す取組を通じて、文化財の適切な保存・継承を支援する必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
学校・社会教育施設における出土文化財活用件数	113件 （平成26年度）	120件

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）文化にふれ親しむ環境づくり

「ちば文化」の継承と新たな創造に向け、県民や関係団体、市町村などと連携し、文化芸術活動を支える体制を構築するとともに、文化に触れ親しむ教育環境づくりや伝統文化の保存・継承を推進します。

【実施する主な取組】

○ 博物館機能を活用した文化振興

資料の収集、保管、展示、調査・研究等の事業を行っている博物館及び美術館を活用し、県民の文化に対する理解をより一層深める取組の充実に図ります。

○ 文化芸術の鑑賞、体験する機会の充実

優れた文化芸術に触れる機会を県民に提供するとともに、芸術鑑賞を地域の文化施設などで行う事業への支援の充実に図り、県民の文化活動や学習活動を支援します。

○ 伝統文化の保存・継承

千葉の貴重な財産である伝統文化に対する県民の関心を促し、次世代に伝え、継承者育成につなげる機会を提供するため、伝統文化に県民が触れ、青少年が体験する取組を推進します。

○ 武道を通じた、伝統と文化に触れる教育の推進（関連 施策3（1））

地域の武道関係者や団体等の協力を得て、専門的な指導力のある人材を中学校に派遣します。また、中学校や高等学校において指導資料の活用や研修を実施することにより、教員の技術や指導力を高め、授業の安全確保と充実に図り、武道の更なる振興に努めます。

○ 郷土食の講座・体験事業の実施（関連 施策3（3））

房総のむら等で、本県の伝統的な郷土料理を調理する体験などを行います。また、ホームページ等を活用して郷土料理等に関する情報を発信し、郷土の食文化への理解を深める機会の充実を図ります。

（2）文化財の保存・継承

郷土の文化財を活用した、地域の歴史や伝統文化についての学習活動や、埋蔵文化財への理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

【実施する主な取組】

○ 県文化財情報等の提供

インターネット上で国・県指定文化財の地理情報や関連情報を提供する「ふさの国文化財ナビゲーション」^{注27}や美術館・博物館の資料をデータベース化した「デジタルミュージアム」^{注28}の内容の更なる充実を図り、文化財をより身近に感じられる環境づくりを推進することで、郷土を愛する心を育てます。

○ 美術館・博物館や文化財等を活用した学習支援（関連 施策1（1））

県立美術館・博物館などが、収蔵資料や県内の出土文化財等を活用して独自開発した教材を用い、学校において出前授業や体験学習を実施する取組を進めます。

また、県立博物館を拠点とし、自然や文化そのものを博物館資料として活用することで体験的な活動の場の充実を図るとともに、インターネット上でも美術館・博物館の収蔵資料のデジタル化や指定文化財関連の情報提供を充実させることで、文化財をより身近に感じられる環境づくりを推進します。

さらに、県内の高等教育機関等が設けている博物館・資料館等に対して、文化財や博物館資料について情報提供を行うなど、連携した取組を促進します。

○ 日本が誇る伝統芸能や地域に根ざした民俗芸能との触れ合い体験の推進

神楽、獅子舞、祭りばやし等の民俗芸能について、触れ合い体験を通じて、県民の理解と認識を深めるとともに、地域において伝承活動の活性化や後継者の育成を行います。

○ 国・県指定文化財の保存整備の支援

指定文化財と埋蔵文化財の滅失・棄損等を防止するとともに、適切な文化財管理に関する講習や文化財保護についての啓発活動を行います。

また、有形文化財の保存修理や記念物の環境整備など指定文化財等の保存・活用のために所有者や管理団体が行う保存整備事業について支援し、貴重な文化財の保護促進を図ります。

注 27 ふさの国文化財ナビゲーション：千葉県内の約2万9千箇所の埋蔵文化財包蔵地、国・県指定の文化財のデータを収録しており、千葉県教育委員会ホームページにおいて公開しています。

注 28 デジタルミュージアム：県立博物館・美術館の収蔵資料に解説文を付し、インターネット上でストーリー性のある展示を行っています。

○ 文化財の公開・活用の推進

「文化財探検隊」「新指定文化財速報展」「房総の郷土芸能」など、指定文化財の公開・活用事業を推進するとともに、埋蔵文化財の発掘調査において「現地説明会」を実施するなど、郷土の文化財を知り、それらの保護への理解を得るための取組を促進します。

○ 県立博物館を活用した体験活動（関連 施策1（1））

美術館・博物館において、美術技法の実技講座をはじめ、原始古代から昭和時代までの房総の人々の暮らしや伝統的な技の体験、科学や産業技術に関する実験講座等を行います。

○ 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供（関連 施策11（3）、施策16（2））

県立図書館では、郷土の作家の本や郷土の歴史・伝統文化等に係る資料を収集します。また、デジタル化・データベース化して情報発信し、県内の他施設や団体等、様々な情報源を結び、県民に資料・情報を提供するとしての機能の充実に努めます。

コラム 千葉フィールドミュージアム（31・86ページ参照）

千葉の山、川、海の豊かな自然と文化に触れ、親しんでもらうため、それぞれの地域の市民団体とも連携しながら、開催している「千葉フィールドミュージアム」。そのプログラムの一部を紹介します。

<採集会「トドの化石を見つけよう」>

2012年に、約90万年前に生息していたと考えられている世界最大級のトドの化石が発見された市原市梅が瀬溪谷にて行っています。例年、参加者が、クジラや貝殻、植物などの化石を発見しており、発見した化石は持ち帰ることができるのがこの採集会の醍醐味です。

<観察会「磯でエビ・カニを観察しよう」

「磯にすむヘンな生き物ウォッチ」>

勝浦市の磯部を舞台として、カニを見つけるコツやオスメスの見分け方、ヘラムシなど変わった形の生き物などについて学ぶことができます。

平成25年度のフィールドミュージアムの参加者は3,589人でした。

皆さんも、是非参加してみませんか？



施策 14 安全・安心な学びの場づくりの推進

【現状と課題】

本県は東日本大震災において、地震やその後に発生した津波により、学校施設をはじめ甚大な被害を受けました。

学校は、子どもたちの学習や生活の場として重要な役割を担っているだけでなく、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の耐震化・老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが必要です。

また、学校安全の三つの領域、交通安全・生活安全・災害安全を通じて、子どもたちが想定にとらわれず冷静に状況を判断し、自らの生命を守るための能力を身に付けさせるための教育を、地域や保護者と連携して進めることが必要です。

さらに、学校における危機管理体制の日常的な点検や、教職員の危機管理意識の醸成が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（平成31年）
県立学校校舎等の耐震化	89.2% （平成25年度）	100%
「地域安全マップ」を作成している学校の割合（千葉市を除く）	86.0% （平成26年度見込み）	90.0%

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）校舎等の計画的な整備、バリアフリー化の促進

各学校及び教育施設の耐震化対策を早急に完了するとともに、老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に進めることにより、子どもたちが安全・安心な環境で学び、地域住民の防災に資することもできる環境整備を推進します。

【実施する主な取組】

○ 県立学校施設の耐震化の推進

生徒の学習や生活の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所となる県立学校施設の耐震化について、一定規模以上の校舎や体育館などについては、平成27年度末までの完了に向け、取り組めます。

また、東日本大震災において被害が多かった大規模空間における天井材や照明器具などの落下防止について、適切な対策を実施していきます。

○ 県立学校施設の安全向上や施設の老朽化対策の推進

県立学校施設を定期的に点検し、経年劣化が認められる施設については、安全・安心な施設環境の確保や教育環境の質的向上、地域の防災拠点の観点に配慮しながら、施設の安全向上を図っていきます。

また、県有施設の老朽化対策を総合的かつ計画的に進めるために策定される「公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえて、学校施設の個別計画を策定し、長寿命化をはじめとした施設の老朽化対策を進めていきます。

併せて、図書館をはじめとする社会教育施設の耐震化とともに、老朽化対策を進めます。

○ 魅力ある学校づくりに向けた施設整備の推進

県立学校改革推進プランの実施に伴い、必要となる施設整備を推進します。また、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じ、教育機会の拡大や学習環境を確保するため、県立学校のバリアフリー化や空調設備の整備を進めます。

○ 市町村立学校施設の耐震化及び老朽化対策などの促進

市町村に対して、早期に対策を講じるよう働きかけるとともに、防災機能強化や老朽化対策などの各種改修事業に係る市町村からの協議にきめ細かに対応するなど、市町村の円滑な事業実施を支援していきます。

○ 私立学校施設の耐震化の促進

私立学校に対して、早期に耐震化対策を講じるよう、働きかけるとともに、耐震化に係る私立学校からの相談にきめ細かに対応するなど、私立学校の円滑な事業実施を支援していきます。

(2) 東日本大震災を教訓とした防災教育と安全教育の推進

各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通じた防災教育の実施や、学校、地域、関係機関と連携した防災訓練等の実施など、学校の防災計画に基づき、子どもたちの防災意識を高めるための取組の充実を図るとともに、子どもたちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

また、学校安全計画の作成及び安全点検表を活用した日常的・定期的な安全点検を確実に実施し、子どもたちが安心して活動できる学校環境の整備に努めます。

さらに、学校が日本赤十字社などの団体と連携し、防災活動などのボランティア活動に取り組むことを支援します。

【実施する主な取組】

○ 学校安全の体制づくりと着実な実施

各学校において実態に応じた学校安全計画の作成及び危機管理に対する校内体制づくりを進め、学校安全管理体制の整備・充実に努めます。

また、毎年4月を学校安全月間と定め、県内の全ての公立幼・小・中・高等学校、特別支援学校において子どもたちの交通安全、生活安全（防犯を含む）、災害安全（防災を含む）などの安全意識を高めます。

さらに、教員の指導力の向上を図るための講座や研究協議を行うなど、各学校や地域の実態に応じた学校安全の取組を推進します。

○ 地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成

子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、地域の特性に応じた交通安全・防犯・防災に係る「ちばっ子地域安全マップ」づくりを推進します。

○ 発達段階に応じた交通安全教育の推進

幼児から高校生まで発達段階に応じた交通安全教育を実施します。実施に当たっては、参加・体験型の指導に加え、交通事故のリアルな再現による交通安全指導を推進することで、次代を担う子どもたちを悲惨な事故から守るとともに、子どもたち自身が、加害者とならない教育を推進します。

○ 防災教育の一層の充実

子どもたちが、災害時に適切に判断し、それに基づく行動が取れるよう、各学校において、子どもたちの発達段階に応じた指導を行います。また、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身につくよう、防災教育計画に基づく防災教育の推進を図ります。

○ 学校の防災体制の充実

防災教育調査を実施し、各学校の防災体制の整備状況・防災訓練の実施状況等を把握し、各学校における防災体制の整備や見直しを推進し、防災体制の充実を図ります。

併せて、学校と保護者等との多様化する連絡体制の整理、緊急地震速報を活用した校内連絡体制の整備の推進を図ります。

○ 学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくり

避難所指定の有無に関わらず、地域住民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、地域や市町村の防災組織との連携を図り、地域合同防災訓練の実施を推進します。

また、合同での避難訓練、消火訓練、避難所設営等、様々な体験活動を通して、子どもたちの防災対応能力の向上と地域住民と連携した取組の推進など、学校と地域が一体となった防災教育の一層の充実に努めます。

○ 中・高校生の防災活動への参加促進

中・高校生が、災害時に地域社会の大きな力となれるよう、災害の実状や災害時の心得を学び、適切な判断と行動ができる力を身に付けさせます。また、地域と連携した防災訓練などへの積極的な参加を推奨し、中・高校生に命の大切さと日頃の備えの重要性を認識させ、自助・共助の意識の向上を図ります。